

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、沖建網漁業の操業制限について、次のとおり指示する。

令和 4 年 6 月 8 日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会 長 濱本 幾男

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 沖建網漁業

山口県漁業調整規則第 7 条第 1 項第 2 号ホに規定する建網漁業のうち、山口県知事が漁業種類を「沖建網漁業」として許可している漁業

(2) 二島ぐり

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 萩市鯖島南端から同市櫃島北西端を見通した線（以下「A 線」という。）と阿武郡阿武町三ヶ嶽頂上から同町宇田島東端を見通した線（以下「B 線」という。）との交点

（世界測地系：北緯 34 度 37 分 12 秒、東経 131 度 26 分 57 秒）

（日本測地系：北緯 34 度 37 分 00 秒、東経 131 度 27 分 06 秒）

ロ A 線と阿武郡阿武町姫島北端から同町宇田島南西端を見通した線（以下「C 線」という。）との交点

（世界測地系：北緯 34 度 34 分 48 秒、東経 131 度 25 分 22 秒）

（日本測地系：北緯 34 度 34 分 36 秒、東経 131 度 25 分 31 秒）

ハ 萩市鯖島北西端から同市櫃島東南端を見通した線（以下「D 線」という。）と C 線との交点

（世界測地系：北緯 34 度 34 分 36 秒、東経 131 度 26 分 49 秒）

（日本測地系：北緯 34 度 34 分 24 秒、東経 131 度 26 分 58 秒）

ニ B 線と D 線との交点

（世界測地系：北緯 34 度 35 分 50 秒、東経 131 度 27 分 55 秒）

（日本測地系：北緯 34 度 35 分 38 秒、東経 131 度 28 分 04 秒）

(3) 沖のくり

次の点イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次結んだ線によって囲まれた区域

基点 A 萩市大字須佐高山岬突端

イ 基点 A から 340.0 度 5, 211 メートルの点

（世界測地系；北緯 34 度 42 分 40 秒、東経 131 度 35 分 36 秒）

（日本測地系；北緯 34 度 42 分 29 秒、東経 131 度 35 分 45 秒）

- ロ 基点 A から 353.1 度 4,930 メートルの点
(世界測地系 ; 北緯 34 度 42 分 40 秒、東経 131 度 36 分 23 秒)
(日本測地系 ; 北緯 34 度 42 分 29 秒、東経 131 度 36 分 32 秒)
- ハ 基点 A から 350.9 度 3,739 メートルの点
(世界測地系 ; 北緯 34 度 42 分 01 秒、東経 131 度 36 分 23 秒)
(日本測地系 ; 北緯 34 度 41 分 50 秒、東経 131 度 36 分 32 秒)
- ニ 基点 A から 334.2 度 4,103 メートルの点
(世界測地系 ; 北緯 34 度 42 分 01 秒、東経 131 度 35 分 36 秒)
(日本測地系 ; 北緯 34 度 41 分 50 秒、東経 131 度 35 分 45 秒)

2 指示する内容

沖建網漁業は、午前 8 時から午後 2 時までの間は、営んではならない。

なお、「二島ぐり」及び「沖のくり」においては、上記に加え、午前 0 時から午前 8 時までの間及び午後 2 時から日没 30 分前までの間は、営んではならない。

3 適用海域

山口県日本海海区

4 指示の有効期間

令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで